

第14回新型コロナウイルスに関する対策本部会議

令和2年11月26日

【決定確認事項】

・町では国が示していた催物の開催制限等についての考え方に従い、会議室、貸館、フリースペース等の利用貸出しについては、消毒の徹底、マスクの着用、密集の回避、接触確認アプリの利用促進など感染防止対策の徹底に努めてきた。

12月1日以降については、当面来年2月末までの感染防止策が国から示されたことから、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、町では引き続き感染防止対策を徹底したうえで、利用貸出し等は継続するものとする。

・コミュニティセンター進修館の1階共有スペース及び2階ロビーについては、感染防止対策として現在閉室しているが、感染防止対策の徹底を図ったうえで、12月1日から一部一般開放を再開する。